

滋賀県食の安全・安心推進条例新旧対照表【令和2年6月1日施行】(案)

旧	新
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則 (第1条—第7条)</p> <p>第2章 推進計画等 (第8条—第10条)</p> <p>第3章 食品の安全性の確保 (第11条—<u>第24条</u>)</p> <p>第4章 食への安心感の醸成 (<u>第25条—第28条</u>)</p> <p>第5章 滋賀県食の安全・安心審議会 (<u>第29条・第30条</u>)</p> <p>第6章 雑則 (<u>第31条・第32条</u>)</p> <p>第7章 罰則 (<u>第33条—第35条</u>)</p> <p>付則</p> <p>前文 省略</p> <p>第1条から第11条まで 省略</p> <p><u>(食品等事業者の取組)</u></p> <p><u>第12条 食品等の製造、加工または調理を行う食品等事業者は、自主的な衛生管理が食の安全・安心の確保を図る上で特に重要であることにかんがみ、その具体的な方法、基準等を定めて、これを適切に実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 食品等事業者は、食の安全・安心の確保を図るため、食品等の供給に係る活動(採取を除く。)に関する記録の作成および保存に努</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則 (第1条—第7条)</p> <p>第2章 推進計画等 (第8条—第10条)</p> <p>第3章 食品の安全性の確保 (第11条—<u>第19条</u>)</p> <p>第4章 食への安心感の醸成 (<u>第20条—第23条</u>)</p> <p>第5章 滋賀県食の安全・安心審議会 (<u>第24条・第25条</u>)</p> <p>第6章 雑則 (<u>第26条・第27条</u>)</p> <p>第7章 罰則 (<u>第28条—第30条</u>)</p> <p>付則</p> <p>前文 省略</p> <p>第1条から第11条まで 省略</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

めなければならない。

3 県は、食品等事業者が行う前2項の取組を支援するために必要な助言その他の措置を講ずるものとする。 (削除)

(高度な衛生管理が行われる工程の認証)

第13条 知事は、県内において食品等の製造、加工その他規則で定める行為(以下「製造等」という。)を行う工程であって、その衛生管理(食品等の表示に関する管理を含む。以下同じ。)の方法が危害の発生の要因についての科学的な分析に基づくものその他の高度な衛生管理の基準として規則で定める基準(以下「認証基準」という。)に適合するものを、規則で定めるところにより、高度な衛生管理が行われる工程として認証することができる。 (削除)

2 前項の規定による認証(以下この条から第16条までにおいて「認証」という。)を受けようとする食品等事業者は、規則で定めるところにより、知事に認証の申請をしなければならない。 (削除)

3 認証は、3年を下らない規則で定める期間(以下この条において「有効期間」という。)ごとにその更新を受けなければ、有効期間の経過によって、その効力を失う。 (削除)

4 前項の更新の申請があった場合において、有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認証は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。この場合において、認証の更新がされたときは、その認証の有効期間は、従前の認証の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 (削除)

5 <u>第2項の規定は、第3項の更新について準用する。</u>	(削除)
6 <u>食品等事業者は、規則で定めるところにより、認証を受けた工程（以下「認証工程」という。）および認証工程において製造等がされた食品等について、その旨の表示をすることができる。</u> (変更の承認)	(削除)
第14条 <u>認証工程において食品等の製造等を行う食品等事業者（以下「認証工程事業者」という。）は、認証工程について規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。ただし、食品等の安全性を確保するため緊急を要する場合その他やむを得ない理由によりあらかじめ承認を受けるいとまがない場合は、事後において、遅滞なく、当該変更について知事の承認を受けなければならない。</u> (廃止等の届出)	(削除)
第15条 <u>認証工程事業者は、認証工程を廃止したときは、規則で定めるところにより、直ちに、知事に届け出なければならない。</u>	(削除)
2 <u>認証工程事業者は、認証を辞退しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。</u>	(削除)
3 <u>前2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る認証は、その効力を失う。</u> (認証の取消し)	(削除)
第16条 <u>知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。</u>	(削除)

- (1) 詐欺その他不正の手段により認証工程事業者が認証を受けたとき。
- (2) 認証工程に係る衛生管理の方法が認証基準に適合しなくなったとき。
- (3) 認証工程事業者が、認証工程の衛生管理に関し、食品衛生法その他の法令の規定で規則で定めるものまたは同法その他の法令の規定による禁止で規則で定めるものに違反したことを理由として行政処分を受けたとき。
- (4) 認証工程事業者が、第31条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

(輸入業の届出)

第17条 省略

(健康被害情報等の報告)

第18条 生産者および食品等事業者（主としてこれらの者により構成される団体を含む。以下この条、次条および第21条において同じ。）は、流通食品等（現に流通し、または流通した食品等をいう。以下同じ。）または調理をした食品（他の者に提供したものに限る。以下この条において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、直ちに当該流通食品等または調理をした食品の種類、当該事

(削除)

(輸入業の届出)

第12条 省略

(健康被害情報等の報告)

第13条 生産者および食品等事業者（主としてこれらの者により構成される団体を含む。以下この条、次条および第16条において同じ。）は、流通食品等（現に流通し、または流通した食品等（食品衛生法第8条第1項に規定する指定成分等含有食品を除く。）をいう。以下この条および次条において同じ。）または調理をした食品（同項に規定する指定成分等含有食品を除く。）（他の者に提供したものに限る。以下この

実の内容その他の人の健康に係る被害の発生または拡大を防止するために必要な事項として規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

2 省略

(自主回収)

第19条 省略

(勧告および公表)

第20条 知事は、**第18条第1項**もしくは第2項または前条第1項後段もしくは第3項の規定による報告を受けた場合において、当該報告を行った者の対応が人の健康に係る被害の発生または拡大を防止する上で適切でないとき、当該報告を行った者に対し、当該報告に係る流通食品等の自主回収の実施、回収方法等の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に関する情報を公表することが食の安全・安心の確保のために必要であると認めるときは、速やかに、当該情報を公表しなければならない。

(体制整備命令)

第21条 知事は、生産者または食品等事業者が、**第18条第1項**の規定に

条において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、直ちに当該流通食品等または調理をした食品の種類、当該事実の内容その他の人の健康に係る被害の発生または拡大を防止するために必要な事項として規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

2 省略

(自主回収)

第14条 省略

(勧告および公表)

第15条 知事は、**第13条第1項**もしくは第2項または前条第1項後段もしくは第3項の規定による報告を受けた場合において、当該報告を行った者の対応が人の健康に係る被害の発生または拡大を防止する上で適切でないとき、当該報告を行った者に対し、当該報告に係る流通食品等の自主回収の実施、回収方法等の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に関する情報を公表することが食の安全・安心の確保のために必要であると認めるときは、速やかに、当該情報を公表しなければならない。

(体制整備命令)

第16条 知事は、生産者または食品等事業者が、**第13条第1項**の規定に

違反して報告を怠り、または虚偽の報告をしたときは、当該生産者または食品等事業者に対し、人の健康への悪影響に関する情報を適切に収集し、管理し、および提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

(準用)

第22条 第18条から前条までの規定は、現に流通し、または流通した食品衛生法第62条第1項に規定するおもちゃについて準用する。

第23条 省略

第24条 省略

第25条 省略

第26条 省略

第27条 省略

第28条 省略

第29条 省略

第30条 省略

(報告徴収および立入検査)

第31条 知事は、第13条から第16条までの規定の施行に必要な限度において、食品等事業者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、またはその職員に、事務所、事業所その他必要な場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、もしくは食品等、帳簿、書類、設備その他の物件を検

違反して報告を怠り、または虚偽の報告をしたときは、当該生産者または食品等事業者に対し、人の健康への悪影響に関する情報を適切に収集し、管理し、および提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

(準用)

第17条 第13条から前条までの規定は、現に流通し、または流通した食品衛生法第62条第1項に規定するおもちゃについて準用する。

第18条 省略

第19条 省略

第20条 省略

第21条 省略

第22条 省略

第23条 省略

第24条 省略

第25条 省略

(報告徴収および立入検査)

第26条

(削除)

査させることができる。

2 知事は、第17条の規定の施行に必要な限度において、食品等輸入事業者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、またはその職員に、事務所、事業所その他必要な場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、もしくは食品等、帳簿、書類、設備その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項および第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第32条 省略

(罰則)

第33条 第21条第1項 (第22条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第34条 省略

(過料)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 詐欺その他不正の手段により第13条第1項の規定による認証を受けた者

知事は、第12条の規定の施行に必要な限度において、食品等輸入事業者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、またはその職員に、事務所、事業所その他必要な場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、もしくは食品等、帳簿、書類、設備その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第27条 省略

(罰則)

第28条 第16条第1項 (第17条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第29条 省略

(過料)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(削除)

- (2) 第17条第1項の規定による届出をせず、または虚偽の届出を行った者
- (3) 第31条第1項もしくは第2項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、またはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

以下 省略

- (1) 第12条第1項の規定による届出をせず、または虚偽の届出を行った者
- (2) 第26条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、またはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

以下 省略

滋賀県食の安全・安心推進条例新旧対照表【令和3年6月1日施行】(案)

旧	新
目次	目次
前文	前文
第1章 総則 (第1条—第7条)	第1章 総則 (第1条—第7条)
第2章 推進計画等 (第8条—第10条)	第2章 推進計画等 (第8条—第10条)
第3章 食品の安全性の確保 (第11条— <u>第19条</u>)	第3章 食品の安全性の確保 (第11条— <u>第18条</u>)
第4章 食への安心感の醸成 (<u>第20条</u> — <u>第23条</u>)	第4章 食への安心感の醸成 (<u>第19条</u> — <u>第22条</u>)
第5章 滋賀県食の安全・安心審議会 (<u>第24条</u> ・ <u>第25条</u>)	第5章 滋賀県食の安全・安心審議会 (<u>第23条</u> ・ <u>第24条</u>)
第6章 雑則 (<u>第26条</u> ・ <u>第27条</u>)	第6章 雑則 (<u>第25条</u> ・ <u>第26条</u>)
第7章 罰則 (<u>第28条</u> — <u>第30条</u>)	第7章 罰則 (<u>第27条</u> — <u>第29条</u>)
付則	付則

前文 省略

第1条から第12条まで 省略

(健康被害情報等の報告)

第13条 生産者および食品等事業者（主としてこれらの者により構成される団体を含む。以下この条、次条および第16条において同じ。）は、流通食品等（現に流通し、または流通した食品等（食品衛生法第8条第1項に規定する指定成分等含有食品を除く。）をいう。以下この条および次条において同じ。）または調理をした食品（同項に規定する指定成分等含有食品を除く。）（他の者に提供したものに限る。以下この条において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、直ちに当該流通食品等または調理をした食品の種類、当該事実の内容その他の人の健康に係る被害の発生または拡大を防止するために必要な事項として規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

2 省略

(自主回収)

第14条 食品等の生産または製造、加工、輸入もしくは販売等をする生産者および食品等事業者（規則で定める者を除く。）は、自らが生産または製造、加工、輸入もしくは販売等をした流通食品等について、当該流通食品等に起因して人の健康に係る被害が生じ、または生じるおそれがあると考えるときは、他の生産者または食品等事業者が当該

前文 省略

第1条から第12条まで 省略

(健康被害情報等の報告)

第13条 生産者および食品等事業者（主としてこれらの者により構成される団体を含む。以下この条および第15条において同じ。）は、流通食品等（現に流通し、または流通した食品等（食品衛生法第8条第1項に規定する指定成分等含有食品を除く。）をいう。以下この条において同じ。）または調理をした食品（同項に規定する指定成分等含有食品を除く。）（他の者に提供したものに限る。以下この条において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、直ちに当該流通食品等または調理をした食品の種類、当該事実の内容その他の人の健康に係る被害の発生または拡大を防止するために必要な事項として規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

2 省略

(削除)

流通食品等を回収することを既に知っている場合を除き、当該流通食品等を回収するよう努めなければならない。この場合において、当該回収に着手したときは、速やかに、その旨を公表するよう努めるとともに、当該回収に係る流通食品等の種類、回収に着手した年月日その他の人の健康に係る被害の発生または拡大を防止するために必要な事項として規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

2 前項に規定する生産者および食品等事業者は、同項の規定による回収を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ、回収の方法、回収に関する情報の公表の方法その他の必要な事項を定めるよう努めなければならない。

3 生産者および食品等事業者は、第1項の規定により回収を行う場合を除き、流通食品等の自主回収（法令または条例に基づく命令を受けて行う回収以外の回収をいう。以下同じ。）で規則で定めるものに着手したときは、速やかに、同項後段の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

4 第1項後段または前項の規定による報告を行った者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

（勧告および公表）

第15条 知事は、第13条第1項もしくは第2項または前条第1項後段もしくは第3項の規定による報告を受けた場合において、当該報告を行った者の対応が人の健康に係る被害の発生または拡大を防止する上で適切でないとき、当該報告を行った者に対し、当該報告に

（削除）

（削除）

（削除）

（勧告および公表）

第14条 知事は、前条第1項または第2項の規定による報告を受けた場合において、当該報告を行った者の対応が人の健康に係る被害の発生または拡大を防止する上で適切でないとき、当該報告を行った者に対し、当該報告に係る流通食品等の自主回収（法令または条

係る流通食品等の自主回収の実施、回収方法等の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に関する情報を公表することが食の安全・安心の確保のために必要であると認めるときは、速やかに、当該情報を公表しなければならない。

(体制整備命令)

第16条 知事は、生産者または食品等事業者が、第13条第1項の規定に違反して報告を怠り、または虚偽の報告をしたときは、当該生産者または食品等事業者に対し、人の健康への悪影響に関する情報を適切に収集し、管理し、および提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

(準用)

第17条 第13条から前条までの規定は、現に流通し、または流通した食品衛生法**第62条第1項**に規定するおもちゃについて準用する。

第18条 省略

第19条 省略

第20条 省略

第21条 省略

第22条 省略

例に基づく命令を受けて行う回収以外の回収をいう。)の実施、回収方法等の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に関する情報を公表することが食の安全・安心の確保のために必要であると認めるときは、速やかに、当該情報を公表しなければならない。

(体制整備命令)

第15条 知事は、生産者または食品等事業者が、第13条第1項の規定に違反して報告を怠り、または虚偽の報告をしたときは、当該生産者または食品等事業者に対し、人の健康への悪影響に関する情報を適切に収集し、管理し、および提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

(準用)

第16条 第13条から前条までの規定は、現に流通し、または流通した食品衛生法**第68条第1項**に規定するおもちゃについて準用する。

第17条 省略

第18条 省略

第19条 省略

第20条 省略

第21条 省略

第23条 省略

第24条 省略

第25条 省略

第26条 省略

第27条 省略

(罰則)

第28条 第16条第1項(第17条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第29条 省略

(過料)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第12条第1項の規定による届出をせず、または虚偽の届出を行った者
- (2) 第26条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、またはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

以下 省略

第22条 省略

第23条 省略

第24条 省略

第25条 省略

第26条 省略

(罰則)

第27条 第15条第1項(第16条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第28条 省略

(過料)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第12条第1項の規定による届出をせず、または虚偽の届出を行った者
- (2) 第25条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、またはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

以下 省略